

番 号 : 151078

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 資金協力業務部計画・調整課

案件名 : 2015年度無償資金協力に係る技術的監査 (教育施設調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 教育施設調査
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年2月中旬から2016年4月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.30M/M、合計 0.80M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地業務期間 9日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2016年1月6日 (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	教育施設に係る各種調査
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

参加資格のない社等 : 監査対象案件の調査・施工・施工監理・調達業務に関与した個人及び法人は、本件に応募できない。

6. 業務の背景

2002年の第2次ODA改革懇談会最終報告、外務省10の改革及び外務省を変える会最終報告において、ODAの効率化・透明化及びその一環としての監査の拡充が提言された。この提言に基づき、JICA資金協力業務部(導入当時は無償資金協力部)は、2003年度より、毎年度、第三者であるコンサルタントによる無償資金協力事業の技術的監査を実施している。

技術的監査では、本体事業の契約(先方政府と施工業者との間で締結された業者契約、先方政府と施工監理コンサルタントとの間で締結されたコンサルタント契約を指す。)内容が概略設計を踏まえているか(変更に係る手続きの適切性を含む)、施工内容が契約内容に合致しているか、また施工業者及び施工監理コンサルタントが適切な確認作業・手続きを経て業務を実施しているかという観点から、施工・施工監理状況を確認し、結果を評価・分析するとともに、監査対象案件を含む無償資金協力案件の実施監理における留意点を提言することを目的としている。

なお、本年度については、以下の案件を対象として技術的監査を実施する。

対象案件：平成26年度ミャンマー国「教員養成校改善計画」

施工監理：共同企業体株式会社山下設計・ビンコーインターナショナル株式会社

施設建設：株式会社熊谷組

7. 業務の内容

本業務従事者は、監査対象事業に係る実施現場の確認、手続き書類の確認、施工業者・施工監理コンサルタントからのヒアリングを通じ、施工内容が契約内容に合致しているかを調査する。併せて、詳細設計・施工・施工監理業務における施工内容の確認・変更に関し、適切な手続きがとられているかについても調査する。

調査結果について、提言も含め、JICA資金協力業務部による報告書としての取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年2月中旬)

- ① 監査対象案件について、概略設計内容、概略設計から詳細設計までの変更点、契約(業者契約及びコンサルタント契約を指す。)内容、契約締結後の変更点及び変更に係る手続きを精査し、最新の契約内容を確認する(概略設計調査、OD/DD比較、契約書、設計変更等に関する書類の確認による)。
- ② 調査方法を検討の上、調査項目・内容を策定する。
- ③ JICA資金協力業務部との事前打合せに参加し、業務目的、調査方針・方法、報告書目次(案)について確認する。

(2) 現地派遣期間(2016年3月上旬～3月中旬)

- ① JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ② 事業の実施現場において、施工内容と最新の契約(業者契約及びコンサルタント契約)内容の整合性を確認する(仕様・出来高・数量等)。
- ③ 施工内容の確認・変更に関する書類を精査し、問題が認められる場合、その問題点を整理・分析する。
- ④ 現場視察、書類・資料確認の他、施工・施工監理業務の実施体制を確認するため、施工業者及び施工監理コンサルタントの双方からヒアリングを行う。
- ⑤ 必要に応じ、被援助国政府関係者、下請業者にヒアリングを行う。
- ⑥ JICAミャンマー事務所等に対し、担当分野に係る現地調査結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年3月下旬～4月上旬)

- ① 担当分野の現地調査結果を整理・解析し(現地調査中に指摘した事項が是正されたか確認するための連絡調整を含む)、JICA資金協力業務部に報告する(提言を含む)。
- ② 担当分野に係る技術的監査報告書(案)を作成するとともに、JICA資金協力業務部による全体報告書の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る監査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

- (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ミャンマー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費、通信費、印刷費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

- ① 現地業務日程

3月上旬からの9日間を予定しています。

- ② 現地での業務体制

業務調整等のために当機構職員が本業務に同行することを想定していますが、技術的監査自体は本業務従事者のみの独立した体制で実施していただくこととなります。

- (2) 類似業務経験・資格等

- ・無償資金協力案件に係る調査から施工監理までの一連の業務経験を有することが望ましい。
- ・技術士、一級土木施工管理技士等の公的資格又はこれらと同等の公的資格を有することが望ましい。
- ・無償資金協力の制度を理解した業務従事者であることが望ましい。

- (3) 便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（ただし、滞在期間中の車両借上げについては、ミャンマー事務所が予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）

- エ) 通訳備上

なし

- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(4) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館 (<http://libopac.jica.go.jp>) のウェブサイトで公開されています。

- ・ ミャンマー連邦共和国教員養成校改善計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016437.html>

(5) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上